

No.	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	補足・修正回答
227	業務要求水準書（案）	54	第6	2	2-2 (1)	既存施設	既存施設の利用料金を変更しようとする場合は、いつどのように手続きを行うのでしょうか。	都市公園条例に定めた利用料金を変更するには、条例を改正する必要があります。議案の提出は、議会の3カ月前に改正内容と理由を庁内で認知を図ります。議決後、利用料金変更の周知期間を3カ月～6カ月程度必要になります。
284	業務要求水準書（案）	86	第8	1	(2)	実施条件	イベント等で利用者からの利用料金収受が発生する自主事業を実施し、事業者には行政財産使用料等の費用が発生する場合、当該費用の積算基準をご教示願います。	事業者が指定管理者として行う自主事業であれば、市と協議の上、イベント等を行うことは可能です。各種許可等に係る料金は、事業者が指定管理者に支払うため、利用料金収入として計上する必要があり、プロフィットシェアの対象になります。第三者がイベント等を行う場合は、指定管理者として岡崎市都市公園条例に基づき許可業務を行い、料金を徴収して下さい。イベントの内容に疑義がある場合は市に相談して下さい。
289	業務要求水準書（案）	87	第8	1	(3)	自由提案施設の留意点	自由提案施設の設置管理許可使用料は、自由提案施設のどの面積となりますか。	建築物の場合は建築面積、工作物の場合は設置面積及び垂直投影面積が基本となりますが、一体的に施設として機能を発揮する工作物等の面積も含まれます。
290	業務要求水準書（案）	87	第9	2	(3)	実施条件	利用料金収受の発生がない民間自主事業は減免対象とありますが、何が減免されるのかご教示願います。	各種許可等に係る料金が減免対象ですが、減免の可否については、事業の内容等によって判断されます。